

平成23年度 第14回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成24年2月2日(木) 午後6時から8時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出 席 者	(委員 17名) 市川会長、加山会長代理、島崎委員、玉村委員、武藤委員、八重樫委員、 渡邊委員、白戸委員、植田委員、大島委員、増田委員、坪井委員、 中迫委員、高橋委員、佐藤委員、原委員、永野委員 (区幹事 11名) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、 光が丘総合福祉事務所長 ほか事務局 6名
4 傍 聴 者	0名
5 議 題	(1) 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について (2) その他 ① 介護保険について(平成23年12月末現在) ② その他 (3) 次回開催予定 日時 平成24年3月28日(水) 午後2時～4時 会場 練馬区役所本庁舎5階 庁議室 案件(予定) 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画策定の報告
6 資 料	1 次第 2 資料1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) について 3 資料2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) 冊子 ※第1章～第5章および巻末資料 部分 4 資料3 第5期介護保険事業期間の介護保険料について(案) 5 資料4 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) 別冊 ※第6章 部分 6 資料5 介護保険について(平成23年12月末現在) 7 練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表
7 事 務 局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 Tel 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただ今より、第14回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

案件(1)について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

資料2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)冊子の説明】

(介護保険課長)

【資料3 第5期介護保険事業期間の介護保険料について(案)

資料4 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)別冊の説明】

(会長)

ご意見等はあるか。

(委員)

地域支援事業について、私はこれまで何度も、介護予防事業充実の必要性について提言してきた。しかし、今回示された第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「第5期計画」という。)(案)は、地域支援事業に関しては、後退しているように感じる。

練馬区は、地域支援事業全体で毎年約10億円以上の予算を計上し、うち介護予防事業に4億円強を要している。巨額の費用にもかかわらず、二次予防事業対象者向け介護予防事業の参加者は、平成20年度が264人、平成23年度が550人ととどまるのは問題である。そこで、2点質問したい。

まず、資料2 64ページを見ると、平成23年度において、練馬区の高齢者で介護保険を利用していない方、すなわち二次予防事業対象者把握のための生活機能評価健診の対象者は約11万人余とある。このうち受診者は約59,000人、二次予防事業対象者となった方は約13,000人である。

これに対し、二次予防事業参加者は550人とある。一方、第5期計画での事業量を見ると、二次予防事業対象者が約18,000人とあり、このうち二次予防事業参加者は1,014人と見積もっている。対象者に占める事業参加者は約6%程度であり、目標設定が低いと思われるがいかがか。

次に、資料4 26ページを見ると、地域支援事業の費用額について、平成23年度実績で合計約14億2,100万円とある。一方、48ページでは、平成24年度の合計を約11億5,800万円と見込んでおり、予算規模が縮小している。

練馬区は、介護予防の推進を第5期計画の主要施策としているのだから、介護予防事業を含む地域支援事業の重要性に配慮した予算を組んでいただきたい。

(高齢社会対策課長)

資料2 64ページ 事業38「介護予防ケアマネジメント」では、二次予防事業対象者と介護予防事業参加者の実績を示している。対象者に占める参加者の割合が低いというのはご指摘の通りであるが、これは練馬区だけではなく全国でも同様の傾向であり、区としても何とか改善を図りたいと考えている。

そこで、練馬区としては、資料2 65ページ 事業39「二次予防事業対象者向け介護予防事業の充実」にあるように、教室・講座等の在り方を全面的に見直した。第5期では、① 高齢者筋力向上トレーニングは定員数を増加する。② 転倒予防教室は、事業を見直し、新たに⑦、⑧ ひざ痛・腰痛対策として定員増の予定である。また、⑨、⑩ 複合型介護予防事業も新規に導入する事業だが、⑨は民間事業者からのプロポーザルを受け、5教室定員100人を確保している。⑩は特別養護老人ホーム内の地域交流室を活用し、地域の方が事業に参加できる教室として準備している。

結果、平成23年度末現況の通所型介護予防事業の定員数合計550人のところ、平成24年度以降は1,014人に倍増と計画している。通所型介護予防事業の定員を1,000人超の規模で設定しているのは、近隣区でも最大である。

次に、予算規模が縮小しているというご指摘だが、財政状況が厳しい中、二次予防事業対象者把握の方法を改善し、経費節減を図っている。これまでは、ご本人が健康診査を受診する際に、生活機能評価として同時実施する方式を採っていた。第5期計画では、より早期の把握のために、心身状況等を判定する基本チェックリストを直接郵送する方式に変更する。これにより、地域支援事業の費用額合計は節減したのだが、介護予防事業に着目すると予算を増加し、メリハリをつけた内容としている。

区では、介護予防事業は、区の重要施策として力を注ぐ必要があると考えており、資料2 61ページに詳しい解説を載せた。また、介護予防事業を身近に感じていただくため、区民からの公募により、一次予防事業を「健康長寿はつらつ事業」、二次予防事業を「健康長寿若がえり事業」と呼称を定めた。今後、普及を図っていきたいと考えている。

(委員)

資料2 64ページの二次予防事業参加者数について、基本チェックリスト回答者が約86,100人、うち二次予防事業対象者が18,000人もいると推計しているにもかかわらず何故、事業参加者の規模は1,000人程度と考えているのか。もう少し参加を促すための施策が必要なのではないか。

(高齢社会対策課長)

区としては、二次予防事業対象者把握に用いる基本チェックリストについて、これまでの生活機能評価健診との同時実施から、直接本人へ郵送する方式に変更することにより、スクリーニング数そのものの母数を増やし、事業参加者数を増やしていきたいと考えている。また、対象者18,000人のスクリーニング後は、全員に個別通知を発送し事業参加を促すとともに、未回答者で高リスクと思われる方については、高齢者相談センター支所と連携しながら、個別に勧奨を図りたい。

事業参加者の規模が少ないというご指摘については、全国的な状況や、教室・講座等

が中心とならざるを得ない現在の介護予防事業の形態を踏まえると、定員1,000人規模を確保することは、非常に大きなものと考えている。第5期では、約1,000人を参加目標として、今後、さらに参加者が増えるようであれば、事業の見直しも含めて検討していきたい。

(委員)

介護予防事業が導入された平成18年に、厚生労働省から示された指標では、高齢者人口の5%程度を介護予防事業参加者と見込んでいる。練馬区の規模にあてはめると、7,000人程度ということになり、先ほどの1,000人という数値と乖離している。

また、先ほどの説明では、18,000人が二次予防事業対象者に該当するのに、うち17,000人はそのまま放っておくと言っているように感じる。

(高齢社会対策課長)

基本チェックリストによる対象者把握は毎年行う。このため、今年参加していただけなかった方には、翌年に再度勧奨を行うことになる。さらに、高リスクの方については、繰り返し二次予防事業への参加を働きかけていきたい。

なお、計画に示した事業参加者1,014人という数値は、単年度の参加者数である。3年度通算では、3,000人以上の定員が確保されることになる。

(会長)

私は、先ほどご指摘のあった、平成18年に示された介護予防事業参加者の割合にかかる厚生労働省の指標の策定に関わっていた立場である。当時から、的確に対象者を把握するためには、どのようなチェックリストが適切か、また、一般社会への介護予防事業に対する理解普及をどう進めるかが、大きな課題であった。

現場で生じた問題点を踏まえ、平成22年に制度改正が行われた。練馬区の第5期計画もこれを踏まえた目標設定にしている。

(委員)

練馬区では、介護予防事業の実施は、民間事業者への委託により行っている。

委託事業者の選定には、金額のみで決定される入札によらず、事業者提案方式（以下、「プロポーザル」という。）を導入しているが、区が条件を提示し事業者を選定する方式では、参入できる事業者数に限界がある。補助金方式とする等、希望する事業者が参入しやすい体制にするべきだと思う。

参入事業者が増加することで、二次予防事業対象者は、ご自分で気に入った事業所を選択できる形となる、介護予防事業の裾野が広がっていくと思う。

練馬区は、介護予防に力を入れていくという方針があるのだから、先駆的なアイデアを積極的に取り入れて、介護予防事業を推進してほしいと願っている。

(会長)

プロポーザルの在り方については、応募する事業者の側も、プロポーザルに対応できる能力を持つべきという考え方もある。

一方、身近な地域で気軽に介護予防に取り組める体制づくりも必要である。このために、実際に介護業務を担っている事業者が参加しやすい仕組みとし、介護予防事業の運営を安定化することは重要である。プロポーザルというものの本来的な主旨でもあるが、

各々の事業者が持っている強みを把握しながら、小規模事業者も参加できる方法を考えていくことが大切である。

(委員)

資料3 4ページ、第5期介護保険料の所得段階区分1～12について、各段階の対象者の割合はどうなっているのか。

また、今回、高所得者の料率を上げたということだが、第1段階と第12段階を比較すると、保険料額は第1段階の年額31,470円に対し、第12段階では138,450円とかなりの差があるように思う。しかし所得を見ると、第12段階は年収1,000万円以上の方であり、金額に対する負担感が大きく異なるように思える。低所得者の負担をさらに軽減し、高額所得者により負担をお願いすることはできないのか。

(介護保険課長)

1点目について、今回の算定に使用した実績ベースでは、第1段階の方が全体に占める割合は4.3%である。以降、第2段階15.8%、第3段階11.9%、第4段階25%、第5段階9.7%、第6段階11.4%、第7段階9.7%、第8段階4.1%、第9段階3.5%、第10段階1.4%、第11段階0.7%、第12段階2.5%である。なお、第12段階の対象人員数は3,500～3,800人程度である。

2点目の、高額所得者のより多くの負担をしていただいているかどうかというご意見については、先ほど説明したとおり、あまりに急激な料率変化は好ましくないと考え、第5期では最高倍率を2.2倍に抑えている。

また、所得段階区分の細分化についても、第6、7段階の方が多くを占める中で、12段階以上の段階設定をしても、対象者が非常に少なく、全体の保険料収納額への影響が少ないため、第5期は今回お示しした段階設定で考えている。

(委員)

一般区民の感覚としては、1,000万円超の高額所得者の増加率を抑えるのは、非常に不公平感がある。確かに、急激な上昇は、当該対象者にとっては衝撃が大きいと思う。しかし、区民へそのような姿勢を示すことで、現状に対する区のメッセージとして伝わるのではないだろうか。

(会長)

高額所得者の料率をさらに増加することに関しては、近隣区市とのバランスも考慮する必要がある。また、これは厚生労働省が示している段階設定のモデルを参考に作成されており、大きく変えることは、介護保険制度そのものの議論にもつながることになる。慎重に考える必要があると思う。

(介護保険課長)

所得段階設定について、第4期では、厚生労働省が示した7段階設定を基本にしつつ、低所得者の負担軽減を図るため、国が示す標準的な料率よりも低く設定し、多段階化を図り12段階設定とした。第5期は、第4期の段階設定を引継ぎ、低所得者の料率を維持しつつ、高額所得者は最高62%という増加率を設定している。

(会長)

介護保険制度の在り方は、国レベルの議論が必要である。例えば、基準にしても、自

治体の判断と言いながら、各区市で大きな違いはないというのが実情である。

介護保険料の上昇抑制に最も大きな要素は、介護保険給付費準備基金（以下、「基金」という。）である。基金があれば、そこから補てん可能だったが、一方、基金の残高が残っている代わりに、計画上予定されていた給付量に達していないと指摘されている自治体もあると聞く。また、残高が少なく、そのために次期の保険料額を上げざるを得ない自治体の話も聞いている。

練馬区の状況について教えて欲しい。

（介護保険課長）

練馬区では、第3期終了時点で基金残額が35億円程度であった。そこで、第4期の介護保険料設定にあたり、介護保険制度の趣旨に沿って、計画期間中に必要な経費は当該期間中の保険料で賄うことが望ましいという国の指導を踏まえ、積極的に基金を活用する方針とした。具体的には、処遇改善の部分も含めて850円分の上昇抑制につなげた。

第4期計画の結果としては、ほぼ見込みどおりの執行状況となり、現在、基金は大幅に減少している。このため、第5期の介護保険料の上昇抑制のための活用としては、東京都介護保険財政安定化基金を含めても150円分程度の見込みであり、高齢化に伴う給付量の自然増が上回る状況である。

第5期では、介護保険料の上昇は避けられず、さらに、今後も上昇傾向が予想されることから、保険者としては、慎重な財政運営を行う必要があると考えている。

（会長）

例えば、介護保険施設の整備は必要である一方、介護保険料の上昇要因にもなる。そのような部分をどう評価するかは、非常に難しい。

（委員）

上昇自体はやむを得ないと考えている。高額所得者の負担割合について見直して欲しいという趣旨である。

（委員）

議論の進め方について意見したい。どのようなサービスが必要かという議論が先行し、負担の話が最後に出てくるという進め方であるため、先ほどのような議論になるのだと思う。買い物をするには、何を買うかと同時に、幾らで買えるかを考えて購入の判断をするはずであり、介護保険の議論も同様な形で進めるべきである。法制度の問題等があり、仕方がない部分も多いと思うが、次期は、サービスと負担の相関を比較考量しながら議論できるように工夫していただきたい。

次に、介護保険料の所得段階について、練馬区は国の基準よりも細分化する等、区独自の工夫をしているのはよく分かる。しかし、今後は消費税をはじめ、国民の負担がさらに増加することは間違いないと思われる。すると、介護保険料の上昇に対する区民の理解を得ることはより困難になると思う。その際、高額所得者により多くの負担を求め方針を思い切って打ち出したほうが、理解を得やすいのではないかと思うがいかがか。

（会長）

2点目の意見については、練馬区だけでできることではない。都道府県レベルで議論できるように、練馬区からも働きかけて欲しい。特に、東京都は高額所得者も数多くい

らっしゃるので、他の地域に先駆けて動くことも必要だと思う。

(委員)

ケアマネジャーとして実務に携わる中で、まれに保険料の滞納により自己負担が3割になっている方を見かける。資料3 2ページ 4(1)②に、保険料の収納対策についての記述があるが、現在、練馬区ではどのくらいの滞納、未納があるのか。

(介護保険課長)

介護保険料は2年経過すると時効により徴収不可能となることもあり、一時は収入未済が3億数千万円まで増えたこともあった。しかし、現時点では改善され約3億円程度である。

ただ今のご意見にあったように、介護保険料は、滞納するとその期間に応じてサービスの利用料が増えるというペナルティがあるので、被保険者に制度周知を図りながら、きちんと納付していただき、収納率を維持向上できるよう努力を続けていきたい。

(委員)

資料2 35ページ事業3「高齢者相談センター支所職員の確保」について伺いたい。

現況では「保健師(看護師)の配置されている支所」が「15か所/22か所中」とあり、平成24~26年度では「23/25か所中/26年度」となっているが、増員を考えておられるのか。

次に、36ページ事業5「高齢者相談センターの整備」について、平成24~26年度に、「支所 25か所 ※新規3か所/26年度」とあるが、新規3か所の開設予定は平成26年度になるのか。

(光が丘総合福祉事務所長)

35ページの高齢者相談センター支所職員の確保は、第5期計画で新設を予定される3か所を含め、できれば全支所に保健師(看護師)を配置したいのだが、現状、困難なので、23か所を目標としている。

その他の職種を含めた、各支所の職員増員に関しては、第5期では増員という形ではなく、支所の増設により負担の軽減を図っていききたいと考えている。

2点目の高齢者相談センター支所の整備については、平成26年度から3か所一斉にという意味ではなく、第5期計画期間中に3か所を新設するという意味である。可能であれば、なるべく早期に整備したいと考えている。

(会長)

高齢者相談センターは、業務が増える一方である。事業を精査し、高齢者相談センターが負うべき業務規模を適正化する、あるいは委託業務を減らす等、負担が過剰にならないよう、区がバックアップする必要があると思う。

(委員)

特別養護老人ホームについて、第5期では、大幅増を計画していただき、非常にありがたいと思っている。

しかしながら、入所の優先度を判定する指針に、在宅で頑張っている家族等への配慮を盛り込んでほしいという要望に関しては、資料2 39ページ17行目「特別養護老人ホーム入所待機者の多くは、～」以下の部分で、「～検討が必要です。」という表現にと

どまっております、具体的な施策として記述されていない。今後3年間で具体的に実施していただけるのか。

(高齢社会対策課長)

第5期計画期間中に改善したいと考えている。具体的な方法については、現場の意見を聞きながら検討を進めたい。

(委員)

高齢者相談センター本所でも同様だと思うが、支所では、最近、虐待に関する事例がかなり増えてきており、対応に追われている。虐待対応には専門の知識が求められることが多く、現場では、研修の充実が切実な願いである。現在、東京都主催の研修の情報をFAXにて通知していただいているが、業務の都合等で、参加が難しいことが多い。しかし、個人で独自に情報収集する時間も取れないので、練馬介護人材育成・研修センターの研修等、様々な情報を適切に案内していただきたい。

(光が丘総合福祉事務所長)

了解した。各実施機関と連携して対応する。

ところで、研修というと講義形式が一般的であるが、それ以外にも高齢者相談センター本所・支所が連携して対応することで、OJTを通じたスキル共有を図ることも重要である。また、本所職員についても、新しい事例、課題を研究し、常にスキルアップを図る必要があるので、支所と一緒に、効果的で確実な方法を考えていきたい。

虐待については、本所も対応に追われており、急務だと認識しているので、力を入れてやっていきたい。

(会長)

今のご要望については、東京都の他、練馬介護人材育成・研修センターや、社会福祉協議会等、様々な組織が開催している研修等の情報を、きちんと伝えられる仕組みをつくり対応していただきたい。

次に、日常業務を通じたOJTの話が挙げられたが、確かに重要な点である。それに併せて、スーパービジョン制度の活用も考慮して欲しい。

(高齢社会対策課長)

練馬介護人材育成・研修センターでは、地域の事業者等からのリクエストによる研修も企画実施している。ぜひ活用していただきたい。

また、虐待については、私自身も対応した経験があるので、そのような情報も含めてお伝えしていきたい。

(委員)

介護保険料の所得段階についてお伺いしたい。一般的に、厚生年金の平均的な受給額は月額23万円程度と思われるが、そのような方は所得段階では何段階か。

(介護保険課長)

厚生年金受給額が月額23万円で扶養者がいない場合、収入は年額200万円強と考えられる。控除の多寡にもよるが、所得段階にあてはめると、第5段階の年額69,230円になるとと思われる。

(委員)

200万円程度の収入に対して年間17,000円以上の値上げは、既に介護サービスを利用している方や、ご家族、知人等にサービス利用者がいる方であれば理解が得やすいかもしれない。しかし、現在、お元気で介護サービスに縁が無い方にとっては、納得し難い金額と受け取られるのではないかと危惧している。

(会長)

そのような方々に対しても、介護保険制度の設立趣旨をお伝えし、ご理解をお願いする他無いと思う。先ほど委員から伺ったご意見も、区民が介護保険制度の本来的な趣旨を理解できるような取組みを充実して欲しいという意図と理解している。

(委員)

その通りであるが、一方、介護保険は医療保険のように誰もがお世話になるわけではなく、一度も利用しないままの方もおられると思う。このため、例えば、要介護認定を受けていなくとも、介護保険制度全体の中で、何らかの形で受益していることを実感できる機会があるほうが良いのではないかと考えている。

(介護保険課長)

ご存知の通り、当運営協議会では毎回、直近の介護保険の月報を説明しているが、要介護認定者は、75歳以上では3割、85歳以上では6割超、それ以上になればほとんどの方が認定を受けておられる状況である。

加齢に伴い多くの方が必要とする介護を社会全体で支えていく仕組みとして、介護保険制度が導入された経緯を理解していただきたい。また、介護保険は、在宅介護における家族の方への、過大な負担を軽減できる仕組みとしても機能している現状を周知していかなければならないと考えている。

(委員)

資料4 35ページ(2)①「介護人材の育成・確保への支援」について、練馬区介護サービス事業者連絡協議会の取り組みについて記載していただき、感謝申し上げます。

我々は、引き続き区に協力していくとともに、人材育成に関しても、第4期計画で設立された練馬介護人材育成・研修センターと連携しながら推進したいと考えている。

(会長)

当初から、行政と何度も話し合われた積み重ねが、結実したのだと思う。今後も、このような有益な取り組みを継続してほしい。

(会長代理)

先ほどの虐待の話について、児童福祉の分野では、専門職だけではなく一般区民からも、児童相談所に通報することがかなり浸透している。高齢者福祉の分野でも、まずは民生委員に相談すれば良いということや、相談した後の対応の流れ等について、一般区民にも分かりやすく周知することが課題と思われる。第5期計画を推進する中で、具体的な取り組みを考えて欲しい。

(会長)

厚生労働省も高齢者虐待への対応にかかる基本マニュアルや事例集を出している。また、練馬区としての基本方針等も存在すると思う。それらを普及、活用し、個々の事例

に適切に対応できるようにすることが必要である。

他にご意見等がなければ、本案件に関して当運営協議会としての決議を採りたい。

区案を承認される方は挙手をお願いします。

【定数20名、出席者17名中、挙手15名により承認】

(会長)

次に、案件(2)①について説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料5 介護保険について(平成23年12月末現在)の説明】

【質問等、特になし】

(会長)

案件(2)②および(3)について説明をお願いします。

(事務局)

案件②「その他」は特に無い。

【案件(3)次回開催予定の説明】

(会長)

最後に福祉部長からあいさつをお願いします。

(福祉部長)

【あいさつ】

(会長)

以上で第14回練馬区介護保険運営協議会を終了する。